

低圧電気取扱業務特別教育講習会

(2日コース)

半田市宮路町151番32
一般社団法人半田労働基準協会
TEL (0569) 21-4440
FAX (0569) 21-4441

労働安全衛生第59条第3項により、下記の業務に従事する方は、安全のための特別教育を行うことが義務付けられています。今回、事業者に代わり下記のとおり学科(7H)、実技(7H)の講習会を開催いたしますので、該当の作業員(臨時に取扱う者も含む)に受講していただきますようご案内します。電気主任技術者や、第1種・第2種の電気工事士の資格を有している方でも、労働安全衛生法による安全講習になりますので、特別教育を受講していただく必要があります。

修了者には修了証を交付します!

【低圧電気取扱特別教育を必要とする業務】

- ①低圧の充電電路の敷設もしくは修理・点検・検電・電線の接続等の業務
 - ②配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- ・『低圧』とは、直流750Vまたは交流600V以下の電圧をいう。
 - ・『充電部分』とは、電気機械器具の導線、巻線、接点、端子、刃部、刃受部、口金部分等の電気を通ずる導体部分をいう。

記

※2日目の実技の服装：長袖の作業服(半袖不可)

- 1 受講資格 満18才以上
- 2 時間 2日間共 8:30~17:00 『日程は年間予定表でご確認ください』
- 3 会場 日本製鉄㈱名古屋製鉄所 人材育成センター (NSB東海)
(東海市東海町4丁目70番地の1 TEL 052-603-7073)
- 4 会費 会員 1名につき16,800円 (テキスト代、消費税含みます。)
非会員 " 19,900円 (")
- 5 申込方法
 - (1) 当協会(Tel0569-21-4440)までご連絡ください。(締切日前でも定員になり次第〆切ます)
 - (2) こちらを印刷して下記申込書に必要事項を記入し、当協会(Fax0569-21-4441)までFAXか窓口まで会費を添えてご持参ください。(受付時間：平日9時~12時、13時~17時)
 - (3) 振込ご希望の場合は下記口座までお願いします。(振込手数料は貴社にてご負担ください。)
半田信用金庫、住吉町駅西支店(普通) No.0019928 (一社) 半田労働基準協会 宛

【注意事項】

一旦納付された会費は講習日の7日前までに取消しの手続きを終了された場合を除き一切返却しません。

会場：NSB東海

低圧電気取扱業務特別教育講習会(2日コース)申込書

(月 日・ 日) ※ご希望の日程をご記入下さい!

受付番号	氏名(ふりがな)	生年月日(和暦)

所在地 (〒)

事業場名 電話番号 (- -)

FAX (- -)

(担当者名 所属： 氏名：) 会員・非会員